

雑踏警備業務の配置基準の施行について

警備員等の検定等に関する規則の一部を改正する規則（平成 20 年 国家公安委員会規則第 22 号）により、警備業者が雑踏警備業務を行うとき、次のとおり検定合格者を配置しなければなりません。

1 雑踏警備業務を行う場所ごと（当該場所の広さ、当該場所において予想される雑踏の状況、当該雑踏警備業務に従事する警備員の人数及び配置の状況その他の事情により当該雑踏警備業務実施の適正の確保上当該場所が2以上の区域に区分される場合には、その区分ごと）に、**1級又は2級検定合格警備員を1人以上**

なお、本配置基準の施行は、平成21年6月1日です。

2 1に加え、雑踏警備業務を行う場所（当該場所の広さ、当該場所において予想される雑踏の状況、当該雑踏警備業務に従事する警備員の人数及び配置の状況その他の事情により当該雑踏警備業務の実施の適正の確保上当該場所が2以上の区域に区分される場合に限り。）**ごとに、1級検定合格者を1人**

なお、本配置基準の施行は、平成22年6月1日です。